

平成 28 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 3 号）

招集年月日 平成 28 年 6 月 8 日（水）
招集の場所 玉城町議会本会議場
開 議 平成 28 年 6 月 10 日（金）（午前 9 時 00 分）
出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅
4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊
7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守
10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚
13 番 奥川 直人

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	山口 典郎
会計管理者	前田 浩三	総合戦略課長	林 裕紀	総務課長	田間 宏紀
税務住民課長	北岡 明	生活福祉課長	中村 元紀	産業振興課長	中世古憲司
建設課長	東 博明	教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊
病院老健事務局長	田村 優	老健施設所長	藤川 健	総務課長補佐	里中 和樹
教育委員長	小林 扶由	監 査 委 員	中村 功		

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 3 議案第 46 号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の全部改正について（質疑）
- 第 4 議案第 47 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（質疑）
- 第 5 議案第 48 号 町税条例等の一部改正について（質疑）
- 第 6 議案第 49 号 平成 28 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 7 議案第 50 号 平成 28 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（質疑）
- 第 8 議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）（質疑）

開会の宣言

○議長（中瀬 信之）ただ今の出席議員数は 13 名で、定足数に達しております。
これから、平成 28 年第 2 回玉城町議会定例会、第 3 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりです。

会議録署名議員の指名

○議長（中瀬 信之） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

5番 前川さおり 君 6番 小林 豊 君

の2名を指名します。

上程議案に対する質疑

○議長（中瀬 信之） これから議事にはいります。

日程第2 議案第45号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし、日程第5 議案第48号 町税条例等の一部改正についてを一括議題にします。

これから質疑を行います。各議案の質疑については、後刻、総務産業常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

したがって、質疑は、一括上程されました議案第45号ないし、議案第48号について町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで一括上程されました議案第45号ないし、議案第48号についての質疑を終了します。

次に、日程第6 議案第49号 平成28年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし、日程第8 議案第51号 平成28年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

これから質疑を行います。各議案の質疑については、後刻、予算決算常任委員会において詳細な審査を頂くこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、質疑は、一括上程されました議案第 49 号ないし、議案第 51 号について、町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

これから質疑を行います。

発言を許します。

9 番 北 守君

○9 番 (北 守) いつもトップバッターで質問させていただいています。

町長の提案説明の範囲ということで、ページ数 14 ページの 14 行目から以下くだりの玄甲舎のことについてお伺いしたいんですが、予算書では歳出の 10 款 教育費 1 社会教育費 3 目 文化財費 13 委託料ということでここに計上されています。1080 万円のことでお伺いしたいんですが、まず、文化財保護法ということで町長からも説明があったんですけども、3 条には文化財は正しい歴史と文化等の理解に欠かせないもの、将来の文化の向上を発展の規則をなすものと認識ということで適切に行なわれるよう町が行なわなければならないというふうに規定されているわけで、将来の子どもたちへのバトン渡しをしていく意味から今回質疑をさせていただきますが、まず、町長の思いが今回の補整予算という形になってしまったのは、本来は当初予算で上げるべきものではなかったのかという疑問が湧いてきました。いうならば消極的な・・・ではなかったのかということが 1 点目、また、今回の修復は実施設計量を計上しておるわけなんですけど、実施設計量の算定の根拠をまず教えていただきたいと、まあ 10 パーセントで計算してみますんですけど、文化財ですので普通の建築の建物よりは高くなるというふうには想定しますけど、その点まずお伺いしたいと思います。

○議長 (中瀬 信之) 町長 辻村 修一君

○町長 (辻村 修一) 私のほうから先にお答え申し上げますけど、このことも事前に何度かお聞きをいただきました。文化財保護法のこと議員十分ご承知でありますし、事前に説明も申し上げてまいりますから、お分かりいただいていると思います。町長の思いとかそういうことでは全くありませんで、文化財保護法に基づいて、町の文化財として指定をしたわけでありまして、したがってそれは保護法に基づいて保存し活用しなければならぬ。それはまた、町のみなさん方にもそのことを知っていただく、そして更に町としての文化を向上していくというふうなことの意味もあるわけでありまして、そのことにずっと当初で提案というよりもある程度いろんな部分を詰めながら、スケジュール的なものもありますから今回に至ったというのは前段から説明しておるとおりでございますのでよろしく願いいたします。

○議長 (中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君

○教育長 (山口 典郎) 当初予算のほうに出すということに件ですけど、平成 25 年 1 月 9 日に玉城町の指定文化財として、玄甲舎は指定され、玉城町文化財保護委員会のほうで決定されて教育委員会でも認定されたわけですけど、議員さんにもその旨のお話はその後させていただきますところなんです。それで、いろいろと建物についての文化財

的な価値は認めつつあるんですが、そういうふうな中で少し遅れてきたというのが茶人の方々、いわゆる表千家とか茶をたしなまれる方に金森得水翁、玄甲舎の優位性についてお話を調べたり聞いたりする中で少し当初予算のほうへ載せさせていただく機会を逸しまして、今回の6月の補正予算にさせていただいたところです。

○議長（中瀬 信之）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）委託料1080万円についてのお尋ねでございます。この内容につきましては、建物と庭園を合わせた調査業務と設計業務ということで今回お願い申し上げております。業務の内容といたしまして建物自体の調査設計というのは完了いたしておりますので、建物につきましては実施設計を行いたいと。また文化の保存ということがございますので庭園につきましては、埋蔵文化財調査を実施して、その後、庭園の調査設計をし、また、実施設計を行うというようなことで、今回の業務の中では埋蔵文化財の調査、また、庭園建物の実施設計というような業務を考えています。

○議長（中瀬 信之）9番 北 守君

○9番（北 守）町長のほうからも教育長のほうからも全員協議会を開いていただいたという経緯もありますので特に町長の思いというのは削除したいと思うんですけど、ようは文化財という立場から早急に保存していきたいということでそこらへんはよく分かったんですが、あと修復というものを今回考えておられます。1つは修復というのは文化財的な立場からいうと、維持修理と根本修理とこの2つがあるんですけども、今回のケースは維持修理に止めておくのか、また根本修理をしていくのか、それにより階級年数が変わっていくわけです。屋根の修理ですと、30年から40年ということになりますけれど、根本修理をしてしまいますと100年、200年、まあ200年ももちませんが、100年ぐらいのスパンになってきますけども、これはどちらの修理を主体におかれておるのかということが1点目、また、今回のケースは規則や部屋の修理も更に屋根拭きと瓦を残して設計を中心に考えておられているようですけども、形状を変えてしまうと文化財の価値がさがると思うんですけども、修復することによって文化財の価値がさがってしまうのかどうか、下がることを目的にしようとするわけではありませぬので、下がることはないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）教育長 山口 典郎君

○教育長（山口 典郎）江戸時代1847年、弘化4年に建築された建物ですので、かなり時がたっております。先ほど北議員からもお話があったように瓦等もどうかということですけども、瓦という50年とかいうふうな話もありますけどもそういったところも見直しながら、建物の中で木材で補強せないかんところはせいかんと思っています。

それから、いいものについてはやはり、これはそのまま残すということを土台に考えていきたいというふうに思っておりますので、ただ、解体して、どのくらいこの木がもつかどうかということも検討しながら、させていただきますので、どこまでそういうふうな形で建築のほうで根本になるか、あるいは全体的なものになるかということは、ま

だわかりませんが、全体的にはできるだけその素材を残してやっていくようには考えさせていただきたいと思っています。出来るだけその当時のものを残しながら、……していくという形、やはり文化財ですので、そういった点でやっていきたいというふうに思っています。

根本的には文化財ですので、文化財として価値を残していくという形で維持をしていくような形でやっていきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君

○9番（北 守） ちょっと1点目の質問の仕方がまずかったと思いますけれど、維持修繕ということで文化財的に残していきたいということで根本的な修理というふうな観点ではなしに、そういうふうなことで維持的な感覚やということでとらえさせてもらってよろしいですね。それから3点目なんですけど、少し意味合いが違うわけなんですけども、私の地元に来ますと田宮寺も夫婦観音さんがございます。これは国の重要文化財ということで地域の人が守ってきておると。今回は町が所有ですので、そこは違うんですけど、いわば地元の負担金でまかなう部分が大半やということで聞いております。今回は金森さんのご好意により町所有の財産としていただいたこともあります。町としても最善を尽くすことは当然の礼儀だと思うんですけども、今回の修復は2ヵ年ということで当局のほうから示されたんですけども、約建てやで1億円、庭園等に約5000万円ということで、これアバウトな数字ですけども1億5000万円、費用がかかるということで、これは全員協議会でお聞きしました。議会からいろいろ、教育民生常任委員会とかいろんな協議会開かれておるんですけど、私もそちらの委員会入っておりませんので、その流れとか、それ汲んでおりませんけども、もう少し全員協議会の中でも、いろんな議論があったように思いますので、もう少しこの実施設計が終った段階で金額がほぼ確定してくるんじゃないかと、こう思っておるわけなんですけども、その議論をしてから進めていくようなお考えはあるのかなのか、その点だけ最後にお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君

○教育長（山口 典郎） 今回のいわゆる設計の費用を見させていただいたわけですけど、もちろん修復工事に本格的になるということであれば、また、予算書も提示させていただきながら議論していただくことにもなるというふうに思っています。今回いわゆる金森家からいただいたこれにつきましては土地も含めて試算できません、駅前ですので焼く一億ぐらいの価値のあるものをいただいたということになります。それから金森得水翁というのは江戸時代の茶人としても全国的にも名を馳せた方で、その茶人の茶室というものを残していくということも玉城町の指名かなとも思っていますので、そういった点で議論もふまえながら町民のみなさんにも、この後、金森得水翁のパンフレットも作りながら、玉城町の広報へも入れさせていただいて啓発活動もさせていただいて理解をしていただくように努力していきたいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君

○3番(竹内 正毅) 執行部から町指定文化財の経過についてという用紙を1部もらっています。その中で平成24年10月24日、三重大学の教授、菅原教授の所見を聞くというものもあります。それから12月7日には三重県樹木医会の調査所見が届くということで、その2件はもらっています。それを見た結果、今教育長が言われましたように屋敷と庭園を含めて文化財という形にしたほうがええという話を聞いて、多分12月18日に文化財調査委員会の開催を受けて文化財にしようと言うことで決まった」ように思われます。その結果ですね今度実施設計に入って1080万円ぐらいの金を使いますが平成27年9月7日に中村昌生氏から説明を受けると思いますが、調査結果と修復方針というものを聞いてると思いますが、その結果、どういう話になったか教えていただきたいと思えます。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君

○教育長(山口 典郎) 平成25年1月9日の文化財に指定されたときはスガ先生という日本では建設で有名な方のご示唆をいただきました。それで先ほど言われました、それで指定していただいたんですけども、中村昌生氏は実は今日本でもトップの数奇屋作りの研究家の方ですね。その方がこの玄甲舎について見ていただく中で、この表千家のいわゆるその当時金森得水翁は表千家の茶人で免許皆伝、いわゆる免許皆伝というのは茶人のほうのトップであるわけですけども、そのトップの位をいただいたとそういうふうな中で表千家から大工さん、同じ表千家の庄五郎という大工さんが、建てられた表千家では「フシン庵」とかいろいろな、さまざまな建物があるわけですけど、その建てた方と同じ方が建てられとると。ところがそのフシン庵が日本では表千家では消滅しております、大工庄五郎の表千家のいわゆる大工の骨組み、それから様式を残す、庄五郎の建築物は日本各地の中で玉城町だけだということが分かってきましたので、そういった点で中村先生もぜひとも残していただきたいというふうな形でのお話をさせていただきます、詳しく検査をしていただきながらしているんですけども、もう少し、玄甲舎を解体して詳しく見させていただくような形をしていただいて修復のほうへ進めていきたいなと思っています。

○議長(中瀬 信之) 3番 竹内 正毅君

○3番(竹内 正毅) 教育長が言われましたように、一応解体をして、その中で判断を中村先生がしていただくということですね。基本的には文化財として保存していくためには使えるものを使っていくということが基本方針となっているんでおるんですかいな。それをお聞きしたいです。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君

○教育長(山口 典郎) もちろん使えるものは使っていくということで基本はそういうふうな形でおいております。

○議長(中瀬 信之) 3番 竹内 正毅君

○3番(竹内 正毅) 前回の懇談会の中でお金の問題ですけども、1億5000万円くらいかかるという話がでた時に実施設計したときに、金がわかるという話を私させていただきました。その時にどれくらいかかるということの説明をまた後日、実施設計終わったときに説明いただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長(中瀬 信之) 教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長(中西 元) 今年度、実施設計の予算をお認めいただきまして、実施設計をいたします。従いまして、それで出てきた金額というのが工事にかかる費用ということになりますので、その成果が上がりましたら説明申し上げたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 他にありませんか。13番 奥川 直人君

○13番(奥川 直人) いろんな議員さんから質問ありました玄甲舎の件ですが、これは先ほどお話ありましたように教育民生の常任委員会でいろいろ論議をさせていただいてきております。今回1080万円のご提案が補正であったということでもあります。特に確認をしたいんですけど、この1080円の使い方といいますか、どう判断していくかということになるかと思えますけど、玄甲舎の建て屋の改修は先ほどお話あったように1億円ぐらいかかると。他にこの間の全員協議会の中では蔵も改修してはどうかというふうなことも話があります。現在その辺は、方向性は定かではないという現状であります。庭も広くて整備をしていく計画費、それに駐車場とかいろんなものを整備する工事計画並びに費用も、現在未定なんで、この1080万円の中でその辺を明確にまずしていくというお考えだと思います。これが1点目です。2点目がですね、改修費用が庭を含めるとかなりの金額になると思われまして。先ほど言われましたように1億建て屋があって、5000万円なるのか6000万円になるのか、これはちょっとわからないですけど、財政が厳しいと町長が申される中で事業の推進をしていく予算の措置、どのような形で予算を持ってこれに望むのかというものがまだ今、明確になってない。当然費用もどれくらいかかるかということがわかってないんで、その辺が今のところまだ不明確だと、これ2点目です。次3点目はこの文化財は将来的な活用方法、これはもっとも重要なことでありまして、当然文化財として、保護をしていく、これは当然であります。町民または町外一般の開放、こういうことも考えているのか、将来の利用活用方法等、検討も十分されていないんで、ここについてはどうしていくのか、これが3点目でした。次4点目が、当然ながら先ほどお話ありましたように、貴重な町の税金、そして町の財産としてこういうものを進めていくうえにおいて町民のみなさんの理解、これが非常に大切な部分なんで、これも理解を求める必要があると、この4つが1080万円の中で明確にすることが今回、1080円を了解すると、使ってそれやってくれと言う形になるかと思えます。4つ以外に他にも、いろんなものがあるかもしれませんが、玄甲舎事業計画を明確にするための費用である、こういう考えでいいのかどうか、まずそこをお答え願いたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君

○**教育長（山口 典郎）**細かいことについては、また局長のほうから回答させていただきますけども、まず、多額に費用がかかるということにつきましては、我々、表千家とかそれから、そこに関わってくるいろいろな団体があります。竹中工務店もこの数奇屋づくりの研究は非常に大事に考えて見える方、その中で私ども表千家とか竹中と関連する朝日新聞とかいろいろなところへは行かしていただきますけども、ただ、そんなんやったら寄附だけであつたところは町は玄甲舎を修復するんかよって言われることのないように、やはり町も出しながらバックアップもしていただくというお話をさせていただきたいというふうに思っております。それから活用については町民にあるとあらゆる文化活動に使っていただくように考えていきたいと思っております。現在でも中央公民館の様々な文化講座についてはこちらへ移す中で、すべてだいたいこちらのほうへ意向していきたいと思っておりますし、それから文化協会のほうも少しお話をさせていただいておりますので、文化協会の活動もこちらのほうへ移管していく行動を少し計画を立てていきたいと思っております。それから、財政としての町民の理解ということですので、先般、玄甲舎についてのパンフレットは町民みなさんに広報たまきを使って、広報活動させていただきました。さらに金森得水翁というのはどんな方であつたかということをやはり知らしめていくということが大事なことです。実はここに「茶人 竹川竹斎とその周辺」という本があるんですけども、かなり金森得水翁のことが3分の1ぐらい、ここには書かれております。そういうふうなことで、やはりこれも議員さんがた、勉強のために読んでいただきたいと思うんですけども、かなり得水翁というのは茶の世界では非常にすばらしい方で、玉城町にとって宝の方であつたということも知らしめていくために第2段の広報活動に努め、その他にもいろいろと今後建築に向かって広報活動をやっていくつもりでおります。

○**議長（中瀬 信之）**教育委員会事務局長 中西 元君

○**教育委員会事務局長（中西 元）**奥川議員から1080万円、その内容について今奥川議員から言われた4点の内容で・・・もするかとお尋ねでございました。それについてお答えさせていただきます。この1080万円につきましては、先ほど北議員にも回答を申し上げましたが、建物また庭園、その調査設計、実施設計を行うというような業務が1080万円でございます。この1080万円で、全体の事業が把握できるのかなということを考えています。あと2点目の予算についてでございますが、教育長説明申し上げましたようにトップセールスということで寄附の協力のお願いに上がるということを考えておりますが、しかし寄附やふるさと納税、これだけではなかなか予定の金額達成できやんということもございますので、その場合は以前からも説明を申し上げておるよう地方活性化事業債というものを持って財源に充てていきたいと考えております。なお、この起債につきましては、充当率90パーセントでその内30パーセントが交付税算定に算入されるというような起債でございます。また、3点目の開放の状況、4点目の理解についてということについては先ほど教育長説明申し上げたとおりでございます。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人）そうしますと、1億数千万かかるということが想定されるわけでありまして、これはいつ頃に1080万円使って、設計も出来た、そしてその1年間で、来年からその工事をしたいというもろみがある中で、先ほど言いました2番目の予算の関係、これは今思いですけど、具体的にどうなるんだという証もいるだろうし、それで利用をどうするんだと、今お話なんで、具体的に表千家、茶道の道とか、いろんな方の協力も得ながら利用度を上げていくんだということ、そして町民のみなさんにこんな理解をもらったという2、3、4も含めて、最終的には出していただくと、一番大事なんが調査設計の中で工事費、改修費、これが1080万円掛かるんやということになりますので、その辺も含めて、今年中になるのか来年になるのか、だいたいいつ頃を目途にそういった結論がでるのか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之）教育委員会事務局長 中西 元君

○教育委員会事務局長（中西 元）今回補正をお願いいたしております1080万円の委託料でございますが、これにつきましては予算をお認めいただきましたら、早速、業者との契約というか入札行為があるんですが、それを行いまして、今年度内に業務を完了いたしたいと考えております。その時点で全体の事業費をお示しすることができるかと思っております。また、先ほどから言っております2点目から4点目につきましては、これは事務局が整理する業務でございますので、これも今年度目途に整理をしてお示しができるように準備をいたしたいと考えております。

○議長（中瀬 信之）13番 奥川 直人君

○13番（奥川 直人）そうしますと今年度中にそういった1、2、3、4、4項目、これについては1番、設計屋さんが出してくれると、2、3、4については事務局のほうで調査をしてやるということになります。最終的に行政も議会も最終の金額含めて、やる、やらんという判断をせないけませんので、それについては来年の当初予算含めて、そういう提案をされるのか、そこだけお聞きをしたいと思います。要は行として、もう一度提案いただけるんでしょうねということです。

います。

○議長（中瀬 信之）教育長 山口 典郎君

○教育長（山口 典郎）工事設計の結果の点でそういうふうな形でお示しできると思えます。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。町長 辻村 修一君

○町長（辻村 修一）いろいろご質問も何度かいただいておりますけど、物事はですね、インフラにしても、なんにしても勝手に進められやんわけですわ。提案して十分協議をして、議会で議決をいただくと、そやないと物事すすまんわけですわね。ですから、今いろいろご意見いただきましたけど、このことも初めてのことやないし、本会議での質

疑やということで改めて質問いただいとんのかわかりませんが、何度か協議していただいとるわけ、今までもお答えさせていただいとるわけ、勝手に進めるちゆうなことは毛頭思っておりませんし、それはできやんわけですからね。文化財はですね、原形復旧が基本です。そして、何度も申し上げておりますように、法に基づいてやらんならん、玉城としてこれからのまちづくりどうしていくのかという中でやはり、ポストサミットです。これだけのすばらしい文化財をまちとして残していかな町のはじになると。これをもっと世界に発信していく。それだけの値打ちのあるものやと私は思っていますから、みなさんと一緒にいい活用が出来るようにこれから考えていきたいとこんなふうに思っています。

○議長（中瀬 信之）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで一括上程されました議案第 49 号ないし、議案第 51 号についての質疑を終了します。

暫時休憩します。

（9時34分 休憩）

【議案付託表（総務産業常任委員会・予算決算常任委員会）を配布する。】

（9時35分 再開）

○議長（中瀬 信之）再開します。

お諮りします。

本日質疑を終了しました議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）の各議案につきましては、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務産業常任委員会及び、予算決算常任委員会に審査付託をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第 45 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし議案第 51 号 平成 28 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）は、議案付託表のとおり総務産業常任委員会及び予算決算常任委員会に審査付託することに決定しました。

お諮りします。6月11日から6月13日までの3日間、休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、6月11日から6月13日までの3日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

来る6月14日は、午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決、追加議案の上程を行いますから定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労様でした。

(9時37分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、下記に署名する。

平成 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員